

カーブミラー撤去・設置及び区画線補修作業仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所

(担当 管理係 濱田、岩城 075-572-8465)

1 件名

カーブミラー撤去・設置及び区画線補修作業

2 目的

京都市東部山間埋立処分地敷地内通路の搬入道路交差点部の安全性を確保するため、老朽化したカーブミラー（単独柱）を撤去し、隣接する電柱に共架式カーブミラーを新設する。また、通路の通行方向の間違いや誤進入が生じないように区画線を補修し、事故等を防止することを目的とする。

3 期間

契約日から令和7年12月19日まで

4 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷1-138他地内（別紙1～2参照）

5 作業数量（別紙2参照）

（1）カーブミラー撤去・処分（1箇所）

（ア）カーブミラー（φ800mm） 1個

（イ）支柱（φ77mm、L=2.5m） 1本

※基礎は存置

（2）カーブミラー設置（1箇所：2面鏡形式）

（ア）カーブミラー（φ1000mm・R3600） 2個

（イ）電柱取付金具・ダブル取付金具 1式

（3）区画線補修

（ア）矢印（直）L=5m、W=15cm 3箇所

（イ）矢印（右）L=5m、W=15cm 1箇所

（ウ）停止線L=4.7m、W=45cm 1箇所

（エ）停止線L=5.7m、W=45cm 1箇所

（オ）文字（止まれ）W=15cm 2箇所

※すべて白色

6 作業内容

（1）既設カーブミラーの撤去作業

（ア）基礎上部から支柱（φ77mm、L=2.5m）を切断し、カーブミラー（φ800mm）とともに撤去する。

- (イ) 撤去した支柱とカーブミラーは適切に運搬、処分すること。
- (2) カーブミラーの設置作業
 - (ア) 隣接する電柱（φ190mm）にφ1000mm、R3600のカーブミラー2個を、電柱共架用取付金具等（2面鏡形式）により取り付ける。
 - (イ) 鏡面の設置高さは、GLから2.5mの位置とする。
 - (ウ) 目的とする各方向が視認できるか十分確認し、カーブミラーの方向を調整する。
 - (エ) カーブミラー：積水樹脂(株)ステンレスハイドロクリーンミラー
φ1000mm、曲率半径R3600（2面鏡）
本体は橙色（マンセル値：2.5YR6/13）
電柱取付金具：電柱添架MKD89
ダブル取付金具：1000W89-R
- (3) 区画線の補修作業
 - (ア) 既設の区画線を消去し、同寸法で引き直す。
 - (イ) 消した後に、プライマーを塗布したうえで、加熱溶融式の区画線を設置する。
 - (ウ) 区画線は溶融式、厚さは1.5mmの白色とする。なお、規格はJIS K 5665 3種1号（ガラスビーズ含有量15～18%）とする。
- (4) 提出図書
 - (ア) 作業前、作業中、作業完了後の写真
 - (イ) 完了報告書
 - (ウ) 請求書

7 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

8 現地確認

現地確認のための下見は、以下のとおりとするので、必ず下見受付期間中に埋立事業管理事務所に電話連絡し、時間の予約をすること。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による問い合わせには一切応じない。

(1) 下見期間

日程：令和7年11月13日（木）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

下見のための所要時間は、管理事務所から作業場所までの往復時間を含めて1業者当たり45分以内とする。

なお、管理事務所から作業場所までは、場内の搬入道路を約5km、山中に進んだ場所となる。

(2) 下見受付期間

日程：令和7年11月12日（水）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

予約は先着順とし、予約枠が埋まった場合は下見を断るほか、予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者は下見を断ることとする。

(3) 連絡先

京都市 環境政策局 埋立事業管理事務所（担当 濱田、岩城）

電話番号 075-572-8465

9 その他

- (1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本作業に必要な機材等の全ての費用は本業務に含む。
- (3) 撤去したカーブミラー及び支柱等の運搬処分費は本業務に含む。
- (4) 作業日程は担当者と調整のうえ決定すること。また、作業時間は平日の9時から16時30分までとする。
- (5) 車両の入場に際して、入場カードを発行するので、2日前までに入場予定車両の台数及びナンバーを担当者に申請すること。また、作業完了後は速やかに退出するとともに、16時45分までに埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。
- (6) 場内の車両通行に当たっては、一般道路同様に道路交通法を遵守するとともに、時速30km以下での走行を徹底すること。
- (7) 作業中に発生した事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに担当者に連絡すること。また、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。